

目黒区立田道在宅ケア多機能センターにおける 指定管理者制度実施方針（案）について

1 経緯

目黒区立田道在宅ケア多機能センターは、平成26年3月に廃止された区立田道高齢者在宅サービスセンターの跡施設を活用し、「通い」、「宿泊」、「訪問」の機能を持つ小規模多機能型居宅介護サービス及び認知症対応型通所介護サービスを提供する施設として平成27年3月に開所した。

施設の運営にあたっては、住民サービスの向上と経費の効率的な活用を目的として、指定管理者制度を導入し、平成27年3月から社会福祉法人奉優会が管理運営を行っているところであるが、令和2年3月をもって5年間の指定期間が満了する。

については、指定管理者制度活用の基本方針に基づき、指定管理者を公募により選定することとし、次期指定管理の選定にあたっての基本的事項を定めるため、目黒区立田道在宅ケア多機能センターにおける指定管理者制度実施方針（以下「実施方針」という。）を策定することとした。

2 対象施設

目黒区立田道在宅ケア多機能センター

3 実施方針（案）

別紙のとおり

4 今後の予定

令和元年 6月	選定評価委員会設置
7月	生活福祉委員会 公募要項の配布、募集申請の受付
9月	指定管理者候補者の決定、仮協定締結
11月	指定管理者の指定に関する議案を第4回区議会定例会に提出
12月	選定結果の公表
12月～令和2年3月	指定管理業務の引継ぎ
令和2年 4月	基本協定及び年度協定締結、指定管理業務の開始

以 上

目黒区立田道在宅ケア多機能センターにおける 指定管理者制度実施方針（案）

1 位置づけ

目黒区立田道在宅ケア多機能センターについては、住民サービスの向上と経費の効率的な活用を目的として指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたところであるが、令和2年3月をもって指定期間が満了する。

この実施方針は、「指定管理者制度活用の基本方針（平成17年1月6日制定。以下「基本方針」という。）」に基づき、令和2年4月以降の指定管理者を選定するに当たり必要な事項を定めるものである。

2 対象施設

目黒区立田道在宅ケア多機能センター

3 目黒区立田道在宅ケア多機能センターの運営に関する基本的事項

- ①介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護の提供に関する業務
- ②介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務
- ③介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務
- ④介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務
- ⑤老人福祉法第10条の4第1項第2号又は第4号の措置を受けた者を通所、訪問又は短期間の宿泊により養護する業務
- ⑥施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- ⑦施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

4 指定期間

基本方針における指定期間の考え方にに基づき、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

5 個人情報保護

指定管理者に対し、目黒区個人情報保護条例の規定を適用することとし、締結する協定書や個人情報保護に係る覚書により、個人情報保護の取り扱いと事故が生じた場合の対応を定める。

6 情報公開・自己情報開示等

協定により情報公開の取扱いに関する規程を作成し、情報公開及び指定管理業務にあたり保有する情報の公開や個人情報の本人開示等を行うための措置を講ずる。

7 責任分担

指定管理業務に関する区と指定管理者の責任分担については、管理運営業務に関わる法令等の新設・変更、事故・火災に伴う損害等について、協定を締結する際に定める。

8 暴力団等の排除

目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団関係者の関与を防止するため、暴力団排除条項を協定書に規定する。

9 兼業の禁止

指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体からの管理権限の委任により当該地方公共団体に代わって行うものであり、地方自治法第92条の2及び第142条（同条を準用する場合を含む）並びに第180条の5第6項で規定する議員及び長（副区長へ準用）並びに行政委員会に対する兼業禁止規定は適用されない。しかし、指定管理者の選定は公正を期さなければならないことから、目黒区立在宅ケア多機能センター条例等に基づき、兼業を禁止とする。

10 利用料金制

利用料金制を適用する。

11 指定管理者の継続的評価

区は、指定管理者から提出される事業報告書、利用者アンケート結果等を基に、毎年度、運営評価を実施する。評価は、区に「目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会」を設置し、管理運営状況の評価を継続的に行う。

12 選定評価組織の設置と評価の方法

（1）選定評価組織の設置

選定評価を行う組織として、「目黒区立田道在宅ケア多機能センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）を設置する。同委員会は、区職員5名、外部有識者2名の計7名で構成する。

（2）選定評価の方法

① 第一次評価（書類審査）

応募者から提出された書類をもとに、下記の評価項目に従って評価する。

② 第二次評価（ヒアリングと視察による評価）

書類審査の結果、第一次評価を通過した候補者について、ヒアリング及び候補者が運営する事業所の視察等に従って評価する。

(3) 指定管理者候補者の決定

区は、選定評価委員会の評価をもとに、指定管理者候補者を決定し、区議会に指定の議案を提出する。なお、選定の結果は目黒区のホームページ等で公表する。

13 選定の基本的な考え方

指定管理者の選定は、基本的な考え方に基づき公募とし、業務管理の内容及び募集条件ならびに選定に関する事項等を具体的に定めた公募要項を定める。なお、選定に当たっては、以下の考え方を基本とする。

- (1) 施設の効用を最大限に発揮させることができること。
- (2) 施設の運営に関して平等利用を確保することができること。
- (3) 管理を安定して行う物的能力、人的能力等を有すること。
- (4) 効率的な管理運営ができること。
- (5) 法令及び条例その他規程を遵守し、適正な管理運営ができること。

14 評価項目

次の項目について総合的に評価を行い、選定する。

- (1) 法人の運営に関する事項
(法人の運営方針・理念など)
- (2) 法人の財務状況に関する事項
(財務状況など)
- (3) 施設のサービスの実施に関する事項
(施設の運営方針・理念、サービス内容、苦情解決など)
- (4) 施設の経営能力等に関する事項
(職員体制、地域・関係機関との連携、危機管理・安全対策など)
- (5) 施設の効用を高める事項
- (6) ヒアリング及び質疑等に関する事項
(指定管理者としての適格性など)

15 今後の予定

令和元年 7 月	公募要項の配布、募集申請の受付
8 月	選定評価委員会による選定評価
9 月	指定管理者候補者の決定、
11 月	指定管理者の指定に関する議案を第 4 回区議会定例会に提出

12月	選定結果の公表
12月～令和2年3月	指定管理業務の引継ぎ
令和2年4月	基本協定及び年度協定締結 指定管理業務の開始

以 上